

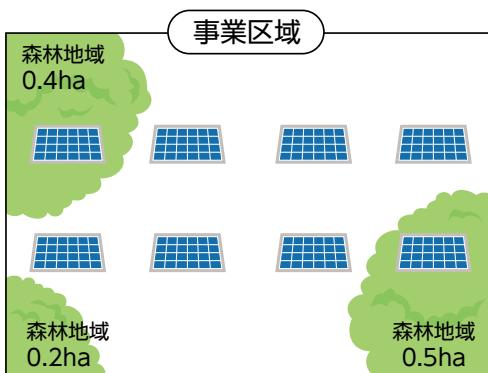
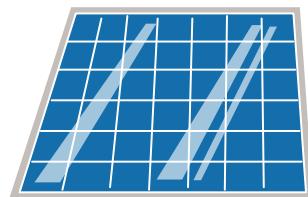
留意事項

一般的な事項

- 事業計画を複数の工区や工期に分けて実施する場合であっても、全体の計画が規模要件以上であれば、手続の対象となります。
- 既存の施設や建物と比べて、同規模又は小さい規模で建て替える場合であっても、新たな施設や建物が規模要件以上であれば手続の対象となります。
- 規模要件に満たない場合であっても、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると市長が認めるときは、条例による手続を行うよう求める場合があります。
- 手続は、原則として1年以上の調査を実施するなど、長期間を要します(概ね3~4年)。また、準備書の提出以降でなければ、事業に必要な許認可等の申請はできませんので、環境影響評価の対象となるような事業を計画する際には、早めに相談して下さい。
- 手続中の事業について、事業計画を変更する場合、または、評価書の公告の日から起算して5年を経過した日以降に工事に着手する場合には、手続の再実施が必要となる場合がありますので、早めに相談して下さい。
- 環境影響評価の実施にあたっての技術的事項については、「仙台市環境影響評価技術指針」及び「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」を確認して下さい。

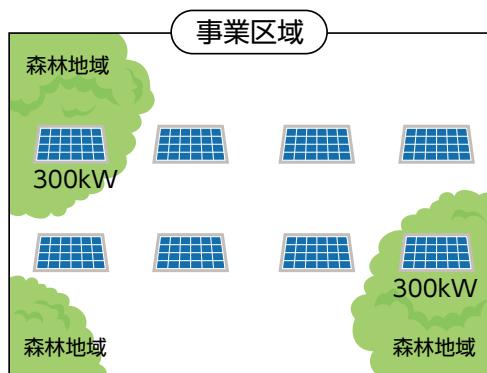
太陽光発電所の設置事業について

- 規模要件となる敷地面積には、事業に関連する取付け道路、変電施設や送電施設を設置するための用地、緑地、残置森林等が含まれます。
- 造成や伐採をしない場合であっても、敷地面積又は出力が規模要件以上の事業は対象となります。
- 太陽光発電設備を複数の工区や工期に分けて設置する場合であっても、全体の敷地面積又は出力が規模要件以上であれば、手続の対象となります。
- 森林地域における事業について、事業区域のすべてが森林地域ではない場合においても、事業区域内の森林地域の面積の合計又は森林地域における出力の合計が規模要件以上であれば、手続きの対象となります。(下図参照)
- 森林地域における事業については、「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」(P.20)に基づき、事業計画の早期段階から、適切な環境配慮を検討してください。
- 郊外部において一定規模以上の事業を行う場合には、環境影響評価手続に先行して、「杜の都の風土を守る土地利用調整条例」に基づく手續が必要です。



森林地域の面積の合計が1.1ha
⇒ 1ha以上であり手続きの対象

又は



森林地域における出力の合計が600kW
⇒ 400kW以上であり手続きの対象

留意事項

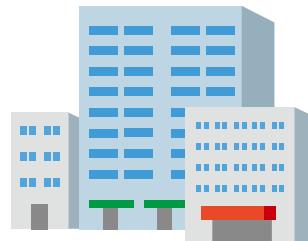
火力発電所の設置事業について

- ガス、バイオマス等、火力を原動力とする発電所が該当します。ただし、石炭火力発電所については、「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るために指導方針」(P.19)に基づき、立地を自粛するよう強く要請します。
- 工場等で自家消費するための発電所も該当します。
- 既存の工場・事業所内に新たに設置される発電所も該当します。



大規模建築物の建設事業について

- 複数の建築物の建設計画が一体とみなせる場合には、延べ面積を合算して手続の対象となるか判断します。
- 対象事業の実施に伴い、事業予定地内において既存建築物等の解体を行う場合には、当該解体工事も環境影響評価の対象となります。そのため、手續が終了しなければ、解体工事も含め、工事に着手できません。
- 都市再生特別措置法第2条第3項に基づく都市再生緊急整備地域内における事業については、「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」(P.21)に基づき、手続きを行うことが可能です。
 - ・本方針に基づく適正な環境配慮がなされるものとして市長が認めるものについては、仙台市環境影響評価条例に基づく手続きを適用しないこととしています。なお、これまで通り環境影響評価手続きを行うことも可能です。
 - ・詳細は、仙台市HP記載の「仙台市環境影響評価条例に規定する対象事業から除外事業の認定に関する基準」や「仙台市グリーンビルディングの整備を促進するための方針の実施に関する要綱」をご覧ください。



～その他、ご不明な点については、事前にご相談ください。～